

「昭和村老人休養ホームしらかば荘」指定管理者の募集について

下記のとおり、指定管理者の募集を行いますのでお知らせいたします。

記

施設名	昭和村老人休養ホームしらかば荘
指定管理期間	平成29年4月1日(土)～平成32年3月31日(金) (3年間)
募集要項の 配付期間	平成28年12月1日(木)～12月16日(金) ※ 執務時間中(午前8時30分～午後5時15分)に限る。 ※ 土・日・祝祭日は除く。 ※ 担当課にてお受け取りください。
説明会の 日時・会場	平成28年12月15日(木) 午後4時～午後5時 昭和村役場会議室 ※ 参加希望の方は、事前に担当課へ電話で申し込んでください。 ※ 説明会に参加されませんと申請はできません。
募集期間 申請受付	平成28年12月19日(月)～平成29年1月16日(月) ※ 執務時間中(午前8時30分～午後5時15分)に限る。 ※ 土・日・祝祭日は除く。 ※ 電子メール、ファックスでの提出は認められません。
審査会	平成29年1月下旬(予定)
申請者の 資格要件	(1) 昭和村内に主たる事務所を有し、法人村民税の納入実績がある法人又はその他の団体であること。(個人は除きます。) (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。 ア 破産者で復権を得ない者及び会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定に該当したことがあるもの エ 暴力団及び暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体 オ 税及び公共料金を滞納しているもの
担当課・係 (問合せ先)	産業建設課 観光交流係 (電話：57-2124 電子メール：kankou@vill.showa.fukushima.jp)

平成28年11月30日

昭和村産業建設課観光交流係